

12. 磯焼けと根本での調査・「あわび研究」

安房の磯焼けの状況については、「岸上鎌吉」が後に編纂した『大正三年安房郡水産沿革史』（安房郡水産組合）の「鮑漁業ノ沿革」のなかに「明治二十五六年ヨリ三十四五年迄約十ヶ年漸次各浦トモ磯焼ノ害發生シタルニ拘ラス反テ鮑ヲ採捕セサルハ殆ノト損失ヲ生スルカノ如ク小鮑稚鮑ニ係ラス眼ニ觸ル、ハ用捨ナク酷捕濫獲シタル結果一時ハ其ノ種族ヲ絶スニ至リ浦ニ依リテハ潜水器ハ勿論普通海士モ轉職スルノ止ムナキニ至リ今尚普通海士ハ従前ニ復セス」と述べている。

同書のなかに 1893（明治 26）年における「根本磯貝明治廿六年度請負ニ付約定書下書」があり、根本が磯焼けの鮑生産の減少がはじまった時期に約定書の改正を考えていたと思われる。「約定証一、今般当根本区磯貝金何十何円ヲ以テ、当明治廿六年度請負致候処実正也、且相場之義ハ、当区潜器ヲ以テ採獲スル生鮑相場ヨリ、（老貝五拾目以上）老円ニ付四百目安、又（五十目以下）老貫目安直ニ買請ル約、就テハ、前記請負金只今拾五円相渡、残金何十円ハ来ル六月十五日限り御渡し可申、若し其期日ニ至リ、一日タリ共遅滞スルニ於テハ、以后何方へ売買セラル、モ、聊カ苦情（情）申間敷候、為后日約定証入置申処如件」という内容の下書きである。

明治期に農商務省が全国の水産事情を調査した報告書があるが、そのなかで鮑と磯焼けに関わる調査報告がある。明治 26 年頃に安房の根本海域で農商務省水産調査所技師・岸上鎌吉が鮑調査をおこない『水産調査報告（第四卷）第貳冊』（水産調査所 明治二十九年）に「あわび研究第二報」を報告している。その論文の「焼ケ磯又焼ケ根」の項では、「俗に磯或ハ根ノ焼ケルト云フ其礁上ニ生セル海藻ノ枯死スルヲ云フ通常磯ノ焼ケルニモ亦舊ニ復スルニモ數年ヲ要シ其區域ハ甚タ廣シ即チ一時ニ廣ク焼ケルコトナク又廣キ焼ケ跡ノ一時ニ回復スルコトナキナリ其原因ニ就テハ當今ノ處ニテハ未タ知ルコトヲ得ス」と述べ、現地根本で採鮑営業をおこなっている営業人の声を紹介している。

「上願書 千葉縣安房國安房郡長尾村根本 營業人森精吉郎・森多か 人民総代山本磯吉 右奉申上候自浦潜器採鮑ノ儀明治十一年四月廿九日創始爾來繼續營業罷在候處五七年以前ヨリ生鮑ノ棲息スル磯根方言（焼出シ）本年ニ至リ最モ甚敷深十尋以上ノ箇所ニ於テハ海草皆無相成因テ生鮑ノ食餌無之爲メ勢力缺乏シ最早産卵ノ季ナルモ更ニ其驗無之既ニ生鮑腐朽ニ接近セシモノト認識セラル、ヲ以テ空敷海底ニ遺棄スルハ本意ナキ事柄ナルヲ以殊ニ休業期モ近附候得共今回該生鮑現品ヲモ相添千葉縣廳へ本年度限り該場ニ於テ潜器採鮑業特別延期出願仕候次第ニ付尚右現品生鮑御高覧ニ供シ候間可否可然御指示奉仰度上願候也…」と、千葉県に対して採鮑期間を特別に延期してほしいとの願いを出すとのことである。そして、県への届は、「…又此等營業者ヨリ開伸書トシテ千葉縣知事へ差出シタルモノハ左ノ如シト云フ 明治廿八年十月 森精吉郎・森多か・山本磯吉

開伸書 安房國安房郡長尾村根本 營業人森精吉郎・森多か・人民惣代山本磯吉 右奉申上候自分共儀潜器ヲ以採鮑ヲ創始ナシタルハ去ル明治十一年四月廿九日ニシタ明治十八年度迄ハ暑寒共ニ採鮑仕來候處同年中本縣夷隅郡中魚落郷小濱八幡先ニ於テ鮑ノ巢窟ヲ發見シ一時多額ノ収額之アルモ終ニ濫採濫賣ニ渉ルヘキノ恐アリ當時ヨリ該業漁期御制定相成右ニ基キ營業罷在候處豈圖ラン現今ニ至リ左ノ如キ形象ヲ來シタルモノニ有之候

一明治廿三年頃ヨリ鮑ノ附着スル海底ノ磯根方言（焼ケ根）ト申シ鮑ノ餌タル方言（搗布藻草）等都テ減少ノ兆候之アリタルコト

一現今ニ至リ海底深サ十尋位迄ハ最早回復セシモノ、如ク幾分ノ海草ヲ生シ鮑モ少々良好ノ品ニ立至リ申候

一深十尋以上ノ箇所ハ最モ甚敷都テ海草無之候コト

一生鮑産卵ノ季ニ迫リタルモ更ニ白色ヲ呈スルコトナク肉ハ貝中ニ屈縮致シ居リ候コト

一生鮑水分而已多クシテ平素百五十貫目ヲ以テ十六貫目ヲ製シ得ヘキ干鮑ヲ二百五十貫目ヲ以テ調製スルモ粗悪品トナルコト

一現今價格干鮑（メイホウ）金七十圓以上（ハイホウ）金三十圓以上ナルニ（メイホウ）ヲ製出スル能ハサルコト前條概取調候處相違無之候ニツキ此段具伸仕候也」とある。

その内容をみると、明治 23 年頃より磯焼けがおこり、鮑の餌である掲布が減少していた。現在、深さ十尋までは回復しつつあり、鮑は少ないが良くなっている。それ以下だと海草もない。鮑の産卵が迫っている時期で、さらに岩が白くなってないものの、鮑の肉は屈縮しており水分のみが多く、乾鮑に製造しても粗悪品となると記載している。

後に出された『水産調査報告（第十二巻第一冊）』（農商務省水産局・明治 36 年）には、伊豆半島東海岸一帯で顕著になっている「磯焼け」「磯枯レ」を調査した遠藤吉三郎の『海藻磯焼け調査報告』があり、全国数カ所で起きている磯焼け現象は水産物への損害が大きく看過できない事態になっていると指摘している。なかでも『千葉県下海藻磯焼け調査報告』では、安房郡での磯焼け現象を見始めた年代は不明だが、「…根本白濱諸村ノ漁民ハ約十年前ヨリ之レヲ見シガ七八年前ハ最モ激甚ナリシ時代ニシテ昨年頃ヨリ回復シ始メ布良ノ如キハ…痕跡ヲ留メズト云ウ白濱ハ處々既ニ回復シタルモ尚ホ點々其形跡ヲ見ルベク…乙濱以北勿戸附近迄ハ半バ回復シタリト稱セリ…」とある。外房での磯焼けの現象について「根本ヨリ白濱附近ニ在リテハ其激甚ナリシ時代ニハ海底岩石全部黄色に變ジ些ノ藻類ヲ見ザリキト謂ヘリ…外房諸村ノ沿岸ノ磯焼け從來知ラレタル諸地方ノモノト少シク異ナレル點アリ即チ被害ハ十二三尋内外ノ海底ニ甚ダシク漸次七八尋ニ及ビ三四尋以下ノ浅所ハ敢テ被フラサリシコト是レナリ…」とし、この状況の下で最も困ったのはアラムの減少によって鮑が全く採れなくなったことである。磯焼けが解消したといっても、アラムやカジメが 10 分の 2 程度の回復なので鮑の生育は難しく、従来のような採鮑しての利益はないだろうとされた。遠藤は他の地域の磯焼けと外房とでは現象の起こる海底の深さが違うと指摘している。

なぜ外房沿岸での「…七八尋ニ及ビ三四尋以下ノ浅所…」で磯焼けがないかの理由に黒潮の潮流をあげている。洲崎沖で東京湾方面と北上する潮流の二手になり、北上する潮流が今度は沿岸に「内潮」と呼ぶ逆に流れる黒潮の分流をつくる。鴨川地区にある清澄山や嶺岡山から流れる河川の異常出水が起きた時に「内潮」が潮流の勢いを増し、北上している本流を押し返すことになる。房総半島南部では鴨川地区の降雨量が大きいと、とくに異常な豪雨による河川氾濫は、沿岸の海水成分を変化させ淡水海水の混濁のなかで海藻の適応が難しかったといっている。

そして、『水産調査報告（第四巻）第貳冊』（農商務省水産調査所 明治 29 年）の水産調査所技師理学博士・岸上鎌吉の論文「あわび研究第二報」には極めて重要な内容が含まれ、今回の平野家文書の書簡にも関わっている。

この論文の「介殻成長ノ度」の項には、「…明治廿六年八月技手見習佐々木沖太郎ヲ安房國根本ニ遣ハシ…明治廿七年十二月潜水夫ヲシテ高塚出シテ根ニ放チ置キタル貝ヲ…」とある。この中の「佐々木沖太郎」という人物は、新潟県出身の水産伝習所第 1 回生で明治 23 年 2 月に卒業し、明治 26 年 8 月根本に調査に来た時には、水産調査所の技手見習をしていた。佐々木はその後、愛知県水産試験場技手から新設された千葉県の技師となり、場長などを勤めて水産試験場の基礎を固めたといわれる。

論文「あわび研究第二報」の「發生及産卵期」には「明治廿六年十二月初旬佐々木沖太郎ヲ根本ニ遣ハシあはびノ産卵ヲ…十二月廿三日…十尋ノ處ニテあはび十一個ヲ…廿六日…六七尋ノ處ニ

テ二十餘個ノあはびヲ…」と、潜水器によって採鮑したが産卵時期の調査としては遅れたという。そこで「…明治廿七年ニハ前年ノ如ク産卵期ニ後レサル様…出發期日延引シ十二月十七日ニ出發スルヲ得タリ不幸ニモ出發期日後レタル上ニ房州根本ヘ到着ノ日ヨリ四日間海上荒レテあわびヲ採集スルヲ得サリシ…」とある。実はこの時期、佐々木沖太郎による調査活動のことがたよの書簡に書かれ、また佐々木から書状を受け取っている。

たよから清三郎宛の十二月六日付書簡【61】には、「…さゝきおき太郎様今日御出ニ相成候付、一寸申上候…」とあり、この書簡は明治 27 年の 12 月 6 日とわかり、源之助の「逃亡」という出来事の余波にあつて、金澤屋は農商務省水産調査所への協力にあたっていた。佐々木沖太郎から清三郎宛て十七日付書簡【38】をみると、「此間ハ種々御世話様に相成、難有奉謝候、出立ノ日風強カリシモ出船致ス由に付、全日十一時頃出帆、随分波強ク船ノ傾キ甚シク、乗組ノ人ハ皆吐瀉シ、幸に小生ハ何レモ無之候へ共、只室内ノキタナキニハ閉口致し候、何レノ地ヘモ立寄ラズ、三時浦賀へ着、五時着京仕候…」とあり、佐々木は 12 月上旬に岸上鎌吉より先に来て調査活動をして帰京するが、「…上官ノ命ニ依リ又々御地ヘ出張ヲ命ゼラ■、今月二十日出立仕候、今度ハは調査第一部長岸上鎌吉氏全行罷在候に付少々都合ニハ御座候へ共、養寿院ニ宿泊仕ル積リニ御座候…」(農商務省便箋)と、再び根本への出張となり、上司の岸上鎌吉に同行して宿泊は養寿院にしたいと述べている。

なお、佐々木沖太郎から清三郎(「清兵衛」となっている)宛ての 10 日付書簡【373】(【86】)は報告書に明治 26 年 8 月に鮑を放養したとある内容と重なっているのではないかと。「…出張中ハ種々御世話様に相成、難有奉謝候、小生八日午前八時半北条出帆、同日四日(時)無事帰京仕候、東京ハ暑氣日に増シ甚シク…乍失礼此御序之節善左衛門様…」によろしく伝えてほしいとある。

この頃、水産行政が揺れ動いていた。水産政策の要である農商務省水産局は 1885(明治 18)年 2 月に設置されたものの、1890(明治 23)年 6 月に農務局に統合される形で廃止された。この措置に不満をもった水産業界では一致して反対したが、農商務大臣に復活を訴えても戻らなかった。その後、水産局に代わるべき水産調査所が計画され、1893(明治 26)年 4 月に農商務大臣の管理下で水産調査所が設置され、水産に関する調査事務をおこなうことになった。それとともに 13 名の委員で水産調査会が付設されている。2 年後に改正された官制では職員の構成は所長、技師(定数 3 人)、技手(定数 14 人)、書記(定数 4 人)に改められ、所長は農務局長が兼務していたなかで、水産局設置の要望が高まり、1897(明治 30)年 6 月になって水産局は再設置されたのである。